

令和5年4月第4回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年4月10日(月)

午前10時00分から午前11時25分

2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員(46人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美

5番 福島康夫 6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平

9番 武村一夫 10番 中山克己 11番 池本 彰 12番 新田 孝

13番 長銚忠明 14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司 16番 綱島孝晴

17番 松本正幸

推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明

24番 市本裕司 25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利

28番 太安隆文 29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三

32番 長尾 修 33番 三村訓弘 34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦

36番 池田琢璽 37番 池田和道 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫

40番 山中正義 41番 池田久美子 42番 井上 達 43番 入澤靖昭

44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行 46番 石田 勉

4. 欠席委員(0人)

農業委員 無し

推進委員 無し

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第23号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第24号 農地中間管理事業法19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第25号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)の決定について

日程第7 議案第26号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)の決定について

日程第8 報告第6号 農地転用の制限の例外に係る届出について

日程第9 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 柴田正人 主事 大塚哲史
福田有子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

- 事務局長 それでは、失礼いたします。皆さん、改めておはようございます。
お時間になりましたので、ただいまから令和5年4月の総会を開催いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会 長 おはようございます。ご苦労さまです。
今年は桜のほうも非常に早く咲いたということで、もう周辺の山もかなり進んだ状態となっております。季節が非常に早く進んでいるんだらうなというふうに感じております。先ほどもいろいろありましたように職員のほうの異動がありまして、農業委員会に3人の方が代わられて新しい方が来られました。非常に事務量が多くなっております。皆さんの活動も非常に大変だらうというふうに思いますけど、まずは事務局のほう为抓手とやらしてもらわないとなかなかできないこともたくさんありますので頑張っていたきたいというふうに思っております。
新年度になりまして、地域計画のほうも本格的に動き出すということだらうというふうに思います。7月には我々の改選ということで新しい方も来られるということで大変な時期を迎えるというふうに思いますけど、継続されている方はなお一層頑張っていたいただければというふうに思いますのでよろしくをお願いいたします。
それでは、これより4月総会を開会いたします。
- 事務局長 ありがとうございます。
それでは、議事のほうに入らせていただきます。
まず、本日欠席委員の方、遅参の委員の方はいらっしゃいませんでしたので、ただいまの出席委員19名中19名に出席いただいております。定足数に達しておりますので、4月総会が成立しておりますことをご報告いたします。
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長よろしくをお願いいたします。
- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。
日程1、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただきますことにご異議ございませんか。
＜「異議なし」の声＞
- 議 長 それでは、議事録署名委員は、13番、XXXXXXXXXX委員、14番、XXXXXXXXXX委員を指名いたします。
日程2、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1、番号2については関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。それでは、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく件数は18件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議いたしました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

番号1でございますが、番号2との交換による所有権移転の申請ですので一括して説明をさせていただきます。譲渡人、譲受人はそれぞれどちらも北房の方になります。申請農地、番号1、田1筆2、053㎡と、番号2、田1筆1、506㎡を、交換によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、23番推進委員さんから説明をお願いいたします。

23番推進委員 議長。

議長 はい、23番推進委員。

23番推進委員 それでは、現地調査についての報告をさせていただきます。

それぞれの当該農地ですけれども、隣り合っている農地が譲受人の農地であります。そのために以前から効率等を考えて交換をしようということは検討されていたみたいですけれども、この機にその話がまとまったということでありまして。それから、譲受人の耕作状況ですけれども、両名とも地域の営農組合に加入しておられますので、管理等も含めて引き続き耕作をされていくというふうに考えられますし、1番の受人は地域の農業でのリーダー的な役割を積極的に果たされているということでありまして。その他指摘事項はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 それでは、番号3でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望により、北房の譲受人に、申請農地、田1筆818㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、23番推進委員さんから説明をお願いいたします。

23番推進委員 議長。

議長 はい、23番推進委員。

23番推進委員 それでは、3番について現地調査の報告をさせていただきます。

4月3日に申請書を持参した人と確認を行いました。市外在住の譲渡人の農地を長

年耕作してこられた方が高齢となり耕作が難しくなったということで、耕作をしてくれる人がいないかと譲受人のいとこ、申請書を持参した人ですけれども、相談があり、譲受人が当該農地の近くで耕作をしているということで話をしてみたところ、耕作の意思があったので交渉しましたところ、譲渡人は市外ですし、子供さんも今後その農地について耕作する意思がないということで無償譲渡するということで話がまとまりました。それから、譲受人の耕作状況ですけれども、トラクターや農機具、コンバインなどいともことともに共同で所有し、モミの乾燥機とか、それからみすり機等も所有しております。譲受人は自営業も営んでおられて、農作業はいともこと共同でそれぞれ行っております。そういうことで、取得後も必要な農作業に従事するというふうを考えられます。その他指摘事項はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございますが、北房の譲渡人が、相手方の要望により、同じく北房の譲受人に、申請農地、田1筆482㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

それでは、番号4につきまして現地調査の結果を報告させていただきます。

去る4月2日に現地調査を譲受人、譲渡人ともにお会いしまして確認いたしました。権利移転する事由の詳細でございますが、譲受人と譲渡人の関係はご近所同士でございます。今回譲渡人の労力不足によりましてこの申請農地の管理に苦慮しておりましたところ、譲受人と所有権の移転の話がまとまりましたので申請したものでございます。譲受人の耕作状況等でございますが、譲受人は現在約60アールを水稻を中心に耕作しておられて、地域の集落営農にも積極的に参加しております。そして、農機具もトラクター、田植機等を所有されておりますし、今後も農作業に従事するものと思われま。特記事項等はございません。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号5でございますが、市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田13筆7,775㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、8番委員さんから説明をお願いいたします。

8番委員 議長。

議 長 はい、8番委員。

8番委員 調査の結果を報告いたします。

譲渡人は譲受人の実父で北海道の農事法人に勤務しております。そのため、実家で譲渡人の両親が管理してまいりましたが、この両親が相次いで死亡したために譲渡人の実子である譲受人に生前贈与するものであります。譲渡人と電話で、それから譲受人とは対面で意思確認を行いました。また、併せて譲受人から営農計画書に基づく説明を受け、現地確認を行ったところです。譲受人は市内の建設会社に勤務して農業経験は浅いのですが、まだ若いですし、それから実質耕作者であった祖父母から農機具等を引き継いでおり、また母親の実家が全面的に支援するということで田植機、コンバインなどの大型機械はそちらから借用することになっております。今後の営農計画を拝見しましたが、内容は妥当なもので、農地法第3条第2項の関係基準に何ら問題は見られませんでした。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号6でございます。

落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆2, 555㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議 長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

番号6につきまして、令和5年3月30日、譲受人立会いの下、現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は親戚関係で、譲渡人は農地が遠いために現在譲受人が耕作を行っています。ここで双方の話がまとめ、譲受人が申請農地を取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は農作業に必要な農機具を全て所有しており、現在自分が所有している農地を全て管理を行っています。取得後も同様に耕作すると思われます。その他指摘事項は特にございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号7でございますが、落合の譲渡人が、労力不足により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆807㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長、30番推進委員です。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 去る4月3日に現地調査及び現地での面談を行いました。譲渡人は会社員で、所有している農地は全て同一集落内の農家に耕作管理を依頼しております。当該する農地は番号7の譲渡人と同一圃場で割田です。その割田を近所の酪農家が耕作していましたが、その酪農家が廃業いたしたため、新たに耕作してもらえる農家を探しておりました。その結果、隣接する集落の譲受人がその話を聞き、このたび売買の話がまとまったものです。譲受人は■■■■の傍ら妻と2人で農業に従事しており、効率的な農業を目指し規模拡大を計画し、生産性の高い農業を目指しているところです。所有する農機具はトラクター、コンバイン、田植機、管理機といったものを全て所有しており、申請地取得後も必要な農作業に従事すると認めます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局主幹 番号8でございます。

事務局主幹 落合の譲渡人が、労力不足により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆2,000㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長、30番推進委員です。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 4月3日に農地確認及び面談を行いました。譲渡人は、現在岡山市を生活拠点としております。名古屋に現在は転勤中と聞いております。所有している水田は近所の酪農家に預けて耕作してもらっていましたが、その酪農家が廃業したため、別の耕作者を探しておりましたところ、隣接する部落の譲受人がその話を聞き、このたび売買の話がまとまったものです。譲受人は■■■■の傍ら妻と2人で農業をしており、効率的な農業を目指し規模拡大を計画し、生産性の高い農業を目指しているところであります。所有する農機具もトラクター、コンバイン、田植機、管理機等を所有し、申請地の取得後も必要な農作業に従事するものと認めます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局主幹 番号9でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆997㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長、30番推進委員です。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 4月3日、現地確認及び面談を行いました。譲渡人は長年にわたり申請地で稲作を行ってこられました。高齡による労力不足、また近年体調が著しく悪化したため、自ら耕作することが困難になったため、耕作してくれる人を探していました。このたびそのことを知った譲受人は自分の家に隣接している水田で便利もよいことから売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人は[REDACTED]農業を営んでおり、ハウスキュウリ、ハウスイチゴを大々的に栽培しており、譲受人と両親で農業に従事しております。所有している農機具もトラクター、管理機、動力噴霧器を所有し、申請地の取得後も必要な農作業に従事するものと認めます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号10でございます。

市外の譲渡人が、耕作不便により、落合の譲受人に、申請農地、田2筆455㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議 長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

4月1日、申請地で譲受人さんと奥さんとお話をお聞きしてきました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人は長年にわたり申請人のおばあさんから申請地を借りて野菜のナスビやカボチャ、イチゴなどの自家消費分を作ってこられていました。今年になり借りていたおばあさんが亡くなり、申請人が県外から帰ってこられたのでお話をしたところ、耕作不便なので農業をする気もなく、こちらに帰ってこることもないので譲受人に話をしたところ話がまとまり、無償で譲渡することになりました。譲受人の耕作状況ですが、ふだんは譲受人と奥さんとで耕作されています。休みには息子さんも手伝って3人で田1町5反を耕作されています。農機具もトラクター、コンバイン2台、田植機、管理機など必要な農機具一式を持っておられます。なので、農作業には従事するものと認められます。その他指摘事項は特にありません。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号11について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号11でございますが、久世の譲渡人が、相手方の要望により、同じく久世の譲受人に、申請農地、田1筆751㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、32番推進委員さんから説明をお願いいたします。

32番推進委員 議長。

議長 はい、32番推進委員。

32番推進委員 32番推進委員でございます。

本案件につきまして、4月1日、譲受人、譲渡人、両者立会いの下、現地調査を行いましたのでご報告させていただきます。まず、権利移転する事由の詳細でございます。譲受人と譲渡人は親戚関係であり、同じ地区に居住されています。譲渡人が高齢となり耕作が困難になってきたことと、子供2人が遠方に住んでいて耕作することができないため、退職が近くなっていた譲受人に譲渡の話を持ちかけて、このたびの規制緩和により取引が成立することとなったということでございます。譲受人の耕作状況でございます。譲受人は田を1反弱所有し、その田に隣接する田4畝と併せて水稻を耕作されております。農機具はトラクター、田植機を所有し、刈取りは親戚にしてもらっているということです。世帯員は3世代6人家族で、息子さんが手伝いながら農業をしています。本人はこの3月で退職されております。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号12について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号12でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止により、久世の譲受人に、申請農地、田2筆3,704㎡、畑2筆768㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

31番推進委員 議長。

議長 はい、31番推進委員。

31番推進委員 31番です。

現地調査の報告をいたします。3月30日に譲受人とともに現地を確認調査いたしました。また、譲渡人とは電話にて話をお伺いいたしました。譲渡人は他県在住ですが草加部地区内に実家があり、父親が在住して耕作していたんですが、死亡後は譲受人が耕作を委託されて継続していたということです。譲渡人は今後も草加部地区には帰ってくる意向はありません。そこで、譲受人に販売したいという意向を伝えて、このたび所有権の移転がまとまりました。両名は幼なじみで顔見知りでございます。譲受人の耕作状況でございますが、譲受人は本人と長男、長女の3人家族で、耕作自体は本人及び長男が耕作いたしております。耕作は譲受人本人の所有する田畑6反ほどを耕作いたしておりますが、このたびの所有権移転地を含めましても十分に耕作できるものであります。農機具等はトラクター、コンバイン、管理機等を所有しており、今後も親子ともに耕作していくとのことございました。その他指摘事項といたしまして、この■■■■土地につきましては、土地内に無縁仏があり、墓石3体ほどあり、その他のところは耕作が全くできないという状況でございますので■■■■は耕作地から除外してもいいんじゃないかなと考えております。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号13について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号13でございます。

落合の譲渡人が、労力不足により、久世の譲受人に、申請農地、田1筆233㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願います。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

4月3日に譲受人と現地で確認し、詳細について話を聞きました。譲受人と譲渡人の関係は母方の祖父と孫になります。譲渡人は高齢になったため労力不足ということで農業ができなくなったので、近所に住む孫へ権利移転を行うものでございます。譲受人は現在■■■■を経営しており、今回の農地についてはソバの栽培を行いたいということです。面積が小さいということで■■■■を食べに来たお客様に展示的に見てもらったり、子供たちと栽培や収穫が一緒にできたらいいかなというふうに話をされていまして。管理機など農作業に必要な農機具は当面祖父のところからやりくりしたり、近所の農家に借りる予定でございます。問題はないと思っておりますので、ご審議方よろしく願います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号14について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議案書3ページでございます。

番号14でございますが、市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、畑1筆275㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願います。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

3月30日に譲受人と現地で詳細について確認を行いました。譲渡人は県外ということで、31日に電話で確認をいたしております。譲渡人は現在県外で生活していますが、それまでは譲受人と同じ部落で近所でした。譲受人は長い間今回の農地を委託されて管理、耕作を行ってききましたが、譲渡人が今後農業ができないということで無償譲渡の話が決まり、権利移転を行うものでございます。譲受人はトラクター、田植機、コンバインなど農機具はほぼ所有しており、家の隣ということで今までどおり野菜を作付するということでございました。指摘事項はありません。ご審議方よろしく願います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号15について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号15でございますが、湯原の譲渡人が、同じく湯原の譲受人に、申請農地、田2筆312㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さんから説明をお願いいたします。

38番推進委員 議長。

議長 はい、38番推進委員。

38番推進委員 38番推進委員でございます。

4月1日に譲受人と一緒に現地の確認をさせていただきました。この譲渡の内容を申し上げますと、譲渡人は譲受人と同じ自治会の出身でありまして、両親が亡くなられてから遺産相続された農地であります。現在この農地と現住所との距離が遠く、勤めの関係もありまして農地の管理ができない状況を迎えております。それで、以前住んでおりました自治会のすぐ近所の譲受人にお願いしたところ、承知してもらいまして贈与で所有権移転をするものでございます。この農地自体が譲受人の圃場とくっついておりますので、何とかこの圃場の管理ができるだろうということで承知してもらっておるところであります。ということで、別にほかに危惧することはないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号16について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号16でございますが、市外の譲渡人が、耕作不便により、湯原の譲受人に、申請農地、田1筆1,418㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、39番推進委員さんから説明をお願いいたします。

39番推進委員 議長。

議長 はい、39番推進委員。

39番推進委員 39番推進委員です。

4月2日に譲受人立会いの下、現地確認をいたしました。譲渡人は県外に居住しており、電話で一応確認を取りました。この土地は相続で譲り受けたもので、おじ、おいの関係に当たります。昭和54年頃の構造改善以降、譲受人が耕作しておりました。譲渡人のほうは、ほとんどもうこっちは帰ってこないのと、年を取ってきて体調不良から数年前から譲渡しの打診が、この機に譲り受けることとしたとのことです。譲受人の耕作ですけど、1町7反耕作しており、本人と母親と2名で耕作をしております。農機具はトラクター、田植機、コンバインなどを保持しており、今後の耕作に問題ないと思います。その他指摘事項はございません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号17について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号17でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申請農地、田1筆168㎡、畑8筆1,300㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、43番推進委員さんから説明をお願いいたします。

43番推進委員 議長。

議長 はい、43番推進委員。

43番推進委員 43番です。

番号17について、4月5日、譲受人立会いの下、調査してまいりました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は同居する親子であり、譲渡人が高齢となったため、譲受人に贈与するものです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は家族でガソリンスタンドを経営しており、譲渡人夫婦も含め4人の家族で経営していると。申請農地についてはこれまで譲渡人夫婦が耕作しており、譲渡人夫婦がこのたび高齢での贈与の話であります。まだまだ体は元気で耕作する意思はあり、申請農地取得後も変わらず譲渡人が管理されるとのことです。ですので、問題ないと思われま。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号18について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号18でございます。

川上の譲渡人が、農業廃止により、同じく川上の譲受人に、申請農地、畑1筆300㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、46番推進委員さんから説明をお願いいたします。

46番推進委員 議長。

議長 はい、46番推進委員。

46番推進委員 46番です。

現地確認を4月1日に行いました。権利移転する事由の詳細ですが、30年以上前に譲渡人と譲受人の家は隣同士の関係でありました。譲渡人と譲受人の父が同世代で仲がよく付き合いがあり、譲渡人が市外に転居された後はこの申請農地とプラス18アールを委託されて30年以上長く耕作されていりましたが、譲渡人が90歳という高齢となり後継者もないことから処分を考えられて、このたび申請人に無償譲渡するものでございます。譲受人の耕作状況は、兼業農家でございます。現在所有の98アールほどの農地に稲作とソバの栽培を1人でされております。農地取得後も今まで同様に必要な農作業に従事すると考えます。指摘事項はありません。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。質問のある方は挙手でお願いいたします。

質問はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質問を打ち切ります。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局次長

議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議していただく案件は4件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、使用借人（久世）の2名は、現在アパートに居住していますが、将来的なことを考え、妻の実家に隣接する申請地、田1筆351㎡を、使用貸人（落合）から借り受け、居宅を建築するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入については、土地は親子間での使用貸借契約のため、円、土地造成円、建物施設等円。資金の内訳として、借入金円。建蔽率は30%です。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、使用貸借契約書、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員

議長。

議 長

はい、25番推進委員。

25番推進委員

25番推進委員です。

番号1につきまして、令和5年3月31日に使用借人と使用貸人両人の立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、使用借人は現在アパートに住んでおり、子供が大きくなり手狭になったため、使用貸人の家の隣に土地を借り、家を建てるものです。なお、使用借人と使用貸人は親子関係にあります。申請地の位置ですが、国道を挟んだ西側に位置します。周辺農地の状況ですが、東が宅地、西が田、南が田、北が田。周辺は田に全部囲まれています。一般的な個人住宅のため、日照、通風などの影響はございません。ま

た、1段高いというか、落差がなるべく少ない場所にあるのでさほどの影響はないと思われます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。

申請人、譲受人（市外）は、現在借家に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地、田1筆500㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、居宅及び車庫を建築するため、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、「住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当すると思われる。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円、借入金■■■■円。建蔽率は35%です。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

番号2につきまして、令和5年3月30日に譲受人の父立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人は現在岡山で仕事をして岡山でアパート住まいをしていますが、子供が大きくなり手狭となったため、家を立てるため、実家の近くの場所を探していたところ、実の父が耕作している田の持ち主と譲渡の話がまとまり、譲受人が家を建てるものです。この農地は3条の6番、先ほど審議された農地の一部になります。申請地の位置ですが、■■■■より西南へ1.5キロ山側に入り、■■■■部落に位置します。周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が田、北が田。周辺農地への影響ですが、周辺は田に囲まれているが、南と北は落差があり、平家のため、日照、通風などの影響はないと思われます。その他指摘事項はございません。審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 1ページお進みください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（落合）は、現在の駐車場が手狭なため、申請地、畑1筆77㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、露天駐車場に整備するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に

影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

番号3につきまして、令和5年4月1日、譲受人立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人は自宅の駐車場が狭いため、譲渡人と話がまとまり、進入路の隣の畑の一部を駐車場として利用するものです。申請地の位置ですが、[REDACTED]より西に300mの住宅地に位置します。周辺の状況ですが、東が畑、西が宅地、南が市道、北が宅地。周辺農地への影響ですが、東側に畑がありますが、露天駐車場のため、日照、通風などの影響はないと思います。また、この畑も譲渡人の持ち物ですが、割と高齢なのであまり耕作はできてないような状況です。その他指摘事項は特にございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号4でございます。

申請人、譲受人（久世）は、申請人が経営する建築会社のモデルハウスの来場者用駐車場とグループ会社の資材置場を整備し賃貸する目的で、申請地、田1筆1,000㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、露天駐車場及び露天資材置場に転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入は譲渡人は譲受人の父のため[REDACTED]円、土地造成[REDACTED]円。資金の内訳として、自己資金[REDACTED]円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

番号4について報告いたします。

去る4月2日、譲受人の立会いの下に現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲渡人と譲受人は親子の間柄です。譲受人経営の会社で駐車場及び建築関係の資材置場が必要となり、父親に相談したところ、譲受人に無償譲渡された後、譲受人経営の会社へ露天駐車場及び資材置場として貸し付けることで話がつき、転用申請するものです。申請地の位置等ですが、[REDACTED]の北側に位置しております。周囲の状況は、東側は市道、西側は宅地、南側は市道及び宅地、北側は水路に面しておりますが、周囲の農地に影響はありません。その他指摘

事項もないので、審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第23号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局主事

議案第23号について、7ページをお開きください。

議案第23号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。案といたしまして、令和5年4月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全102筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願ひします。

以上でございます。

議 長

それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第23号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程5、議案第24号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第24号について、19ページをご覧ください。
議案第24号、農用地利用集積計画の決定について。
本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸しによる利用権設定を同時に行うものです。案といたしまして、令和5年4月10日付で公告の予定でございます。内容については議案書に記載のとおりで、全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。
以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第24号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第24号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程6、議案第25号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第25号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の決定について、21ページをご覧ください。

この案件につきましては、農林水産省経営局長通知に基づき、全ての農業委員会において取り組み、自ら活動の点検・評価を行うものです。また、承認されました後には市のホームページに掲載し公表することとしております。また、本日お手元にお配りしております資料等を見ながらご説明したいと思います。本日お配りの資料には、数値の根拠とか引用元のほうを記載しておりますので併せてご覧ください。

それでは、23ページをご覧ください。

左側は、令和5年4月1日現在の農業委員会及び農家等の状況となっておりますので、また後ほどご覧ください。

右側のページをご覧ください。

次の最適化活動の実施状況の1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、①現状と課題ですが、これは令和4年4月時点の記載であるため、これまでの集積面積1,427ヘクタールにつきましては令和3年度の統計調査等の実績で集積率を計算しております。その下、②目標と③実績ですが、これは昨年度定めた集積目標1,589ヘクタールに対し集積実績1,313ヘクタールであったため、達成状況は82.4%となっております。原因としましては、農地集積の基礎となる担い手への農地利用集積状況調査を精査したところ、特定作業受託の積算に誤りがあり正しい数値に修正を行ったため、達成率が下がっております。点検結果として、担い手がいない農地について地域で話合いの場を持ち、関係機関と連携して集積・集約に取り組むことが必要となってきております。

次に、(2)遊休農地の発生防止・解消の①現状及び課題でございます。令和4年度の利用状況調査で緑区分と判定された1号遊休農地は276ヘクタールとなっております。その下の②、ア、既存遊休農地の解消、令和4年度から令和8年度の4年間で5分の1ずつ解消することとなっているため、55ヘクタールを解消面積として上げております。

1ページお進みください。

イ、新規発生遊休農地の解消目標面積、こちらは12ヘクタールとなっております。その下、③実績でアの遊休農地緑区分の解消実績が33ヘクタールとなっております。その下のイが新規発生遊休農地の解消実績は1ヘクタールとなっております。その下に行きまして④ですが、農地の利用状況調査を8月から10月まで実施し、調査結果の取りまとめを11月から2月まで行いました。緑区分の1号遊休農地は260ヘクタールでした。利用意向調査は2月に発送を行い、3月に取りまとめを行いました。

続きまして、その下、(3)の①ですが、令和元年度から令和3年度までの新規参入者の状況となっております。その下の②目標は、平成28年から平成30年度の権利移動面積の平均の1割以上を新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の目標面積とするため、12.9ヘクタールを上げております。それから、その下の③実績、こちらは31.6ヘクタールを上げております。これは人・農地プランによるアンケート調査で貸付希望のあった面積を上げております。

それから、2番、最適化活動の活動目標、(1)、これは月に6日以上活動した場合にポイントが加算される仕組みとなっているため、月6日を目標として上げております。

(2)の①、局長通知により毎年度活動強化月間として3か月以上設定することを目標として設定するものがあるため、11月から1月の予定で設定しております。

②実績ですが、1月から3月にかけて遊休農地の解消及び農地の集積に関する活動を行いました。

1ページお進みください。

(3)新規参入相談会への参加、①の目標ですが、県が晴れの国おかやま就農相談会を行っておりまして、岡山市内で開催される2つの相談会を参加予定としておりました。②実績としまして、新型コロナウイルス感染症の関係で参加者数の制限があったため、農業委員会として参加することはできませんでした。

それから、Ⅲ番目、事務の実施状況として1番に総会ですとか部会の開催実績を上げております。2番目、農地法第3条に基づく許可事務は71件ありました。3番目、農地転用に関する事務は64件ありました。4、違反転用への対応で、違反転用面積が0.4ヘクタールあり、全て解消しております。

以上、簡単ではございますが、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)の決定についてのご説明でした。ご審議方よろしくお祈いします。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程7、議案第26号、令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第26号、令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)の決定について、27

ページをご覧ください。

この案件も議案第25号と同様で、農林水産省経営局長通知に基づき、全ての農業委員会において取り組み、自ら活動の点検・評価を行うものです。ご承認いただきました後には、市のホームページ等で掲載することとしております。

それでは、1ページお進みください。

左側、農業委員会の状況につきましてはお目通しください。

右側、Ⅱの最適化活動の目標、1(1)の①現状及び課題、令和5年4月現在ですので令和4年度の統計における耕地面積と担い手への集積面積となり、集積率は24%です。次に、目標、こちらは国の局長通知によりますと、農地の集積の目標を80%以上に設定している場合当該目標を設定するものとし、都道府県が定めた目標に則して市町村ごとに目標設定の考え方等が示されているときは当該目標を設定できるとあります。要は、真庭市は平成29年2月に農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というものを定めておりまして、こちらを今月末に改定予定です。その新構想によりますと、令和12年度で38%を目標としておりますので、当該目標でも同数値を掲載しております。

続きまして、(2)の①ですけれども、1号遊休農地が260ヘクタールです。1号遊休農地とは再生利用が可能な遊休農地で、緑区分と黄色区分に分ける必要があります。緑区分は草刈り等により直ちに耕作可能な農地で、黄色区分は基盤整備事業等により耕作可能となる農地です。区分するのはとても困難なため、緑区分としてまとめて入れております。ただし、緑区分については令和4年から令和8年度までの5年間で減少させる目標にする必要がございます。②目標で、令和4年度の利用状況調査で緑区分と判定された1号遊休農地は276ヘクタールとなっております。55ヘクタールの解消面積を上げております。

1ページお進みください。

(3)新規参入の促進の②目標ですけれども、令和2年度から令和4年度の平均の1割以上を目標とするため、10.9ヘクタールを上げております。

その下に行きまして、2番、最適化活動の活動目標の(1)月に6日以上活動をした場合にポイントが加算される仕組みとなっておりますので、月6日を目標として上げております。

(2)局長通知により、毎年度活動強化月間として3か月以上を設定することを目標として設定するものとありますので、今年度の11月から1月の予定で設定しております。

(3)新規参入相談会への参加目標、こちらも先ほどと同じで県が主催する晴れの国おかやま就農相談会に参加する予定としておりまして、一応9月の相談会に参加する予定としております。農繁期でお忙しいとは思いますが、ご都合のつく方でご参加いただけたらと思います。

以上、簡単ではございますが、令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)の決定についてのご説明でした。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。はい、どうぞ。

23番推進委員 最適化活動の目標で農地の集積と、それから遊休農地の解消のところに課題として、認定農業者が減っているんだと、それ以外においても従事者が減少、高齢化で耕作管理することが困難な遊休農地が拡大していると、それから遊休農地の解消のところでも担い手への集積が見込めず、耕作再開困難な状況だということが書いてあります。これはもう県のものだと思うんですけども、それに対して集積や集約化することで限りある担い手への作業効率を向上させ、遊休農地の拡大を防ぐ必要がある、それから遊休農地の解消のところは所有者への指導または有効な土地利用の促進が必要だというふうに書いてある。これだけじゃ分からないね。具体化していかないと、毎年同じことの繰り返しでやってますので、具体的にじゃあどうしたらいいんだと。次のところで、我々の活動で月に6日以上活動しなさいと、この前の研修でも言われたんですけども、まずは聞くことが最初だと。そのことを記録して明確化することによって話の部分がでてくるんだというふうに言われとるんですけども、なかなかそうはいかないですよ。人・農地プランをつくって、そのことをしなさいと書いてありますけれども、うちの地域でも人・農地プランをつくったんですけども、その中で出るというのは困難な話しか出ませんし、じゃあどうするかというふうな話になったときに、ここに書かれているような利用促進の何かがあるのかというと、そういうこともないんですね。そういうのがあれば、教えていただきたい。具体的にどうしたらいいのか、我々が活動する上で。

もう一点、このことがずっと続いていくというのは、やっぱり国、県、市の農政が変わらないと全然前に進まないというふうに思うんですよ。だって、この自給率が低い中でやってて、今は物はどんどん変わってきていますし、じゃあ、新たに田を借りて作ろうかという、そういうふうにはなかなかいかない状況ですし、農産物だけは値段が上がらない状況ですから、いまだに道の駅等に行くとハウレンソウが100円とか120円とかというような形で売っていますので合うはずがありませんよね。そういう部分があるので、余計に来られる人も少ない部分があるんじゃないかなと思ったりするんですよ。そういう情報がない中でいろいろやりにくいところが非常にあるんですけども、そこは国や市と一緒にやっていかないといけませんし、この最適化に関する指針の中でもアドバイザーになりなさいと、フォローアップをしようとなっていてはんですけども、やっぱりそこには我々の情報が足りてないという部分がありますので、このことを具体化する上での情報が欲しいですし、どうしたらいいのかという部分ではもう少し具体化をしないと前に進まないというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長 ほかにはございませんか。

20番推進委員 すみません。

議長 はい。

20番推進委員 関連なんですけども、今活動強化月間がありまして、遊休農地の解消とあります

ね。私としたら、遊休農地の解消というたら何か農作物が作られるような正常な農地にしないといけん活動かなと思うんですけど、議案第25号の議案でもありましたように成果としたら非農地通知書を送ったと。要はあなたのところは荒れとるから、もう非農地にしなさいという指導、これが活動ということですかね。そういうふうに捉えていいのかな。さっき言われてましたように具体的に何をすればいいか、これのところが分からないんですが、そういう非農地にしなさいというような指導をしなさいということでしたら分かるんですけども、そこら辺のところも関連ですけど教えてください。

議長 はい。

事務局次長 ありがとうございます。

最初の23番推進委員のお話にもあったんですけども、具体的な策としては当然市のほうとしても持っておりません。今後どうしたらいいのかというのは本当に考えながら、それからいろんなご意見をいただきながらということになるんですけども、それと併せて先ほど20番推進委員のお話にもあったんですけど、担い手がもう限られている中でその人たちも手いっぱいできないという状況で、じゃあ遊休農地の解消をとると、私個人としては非農地のほうにと思っております。ただ、これは課のほうで話もしてないんですけども、そういう方法しかないかなと思っております。ただし、事務連絡のほうでも申し上げましたけども、何もかにも非農地転用じゃなくて、守るところは守って、もう無理だなというところは非農地にしていくというのは一つの手段、方法かなと思っております。あくまで私見ですので、これはお答えにはなっていないかもしれませんが、そういうような考えでも私としては間違いではないかなと思っております。また、その点につきましてはお話させていただきたいと思っております。今日のところは以上でお願いします。

議長 ほかにございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

それでは、質問のほうはこれで打ち切ります。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号、令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程8、報告第6号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程9、報告第7号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 31ページをお開きください。

報告第6号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第7号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の8件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 報告第6号、報告第7号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議 長 質問、意見等がないようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議 長 事務局からは。

<「なし」の声>

議 長 それでは、以上で4月総会を閉会したいというふうに思います。

次回5月総会は、5月10日でございます。

よろしくお願いいたします。

(午前11時25分 閉会)